

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	公共事業における不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務の基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県は、公共事業における不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務にあたって取得した特定個人情報は、施錠可能な場所に保管し、保管する理由がなくなれば速やかに廃棄するなど、兵庫県が定めた特定個人情報等取扱規程に基づき厳重な措置を講じている。

## 評価実施機関名

兵庫県知事

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
②事務の概要	個人番号を記載した不動産等の譲受けの対価の支払調書を作成し、税務署へ提出する。
③システムの名称	—
2. 特定個人情報ファイル名	
不動産等の譲受けの対価の支払調書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	兵庫県土木部用地課
②所属長の役職名	用地課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土木部用地課用地補償班 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9253
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月16日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー提供書記載の際には、本人からのマイナンバー記入及び職員がマイナンバーの確認(通知書かマイナンバーカード)を行うことを厳守している。</p> <p>また、マイナンバー入りの書類(対価の支払調書)を郵送(又は持参)等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないものの特定期間情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行うこと、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するなどの対策を講じている。</p> <p>なお、税務署へのマイナンバー提供事務では、上記の外下記の局面で特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署への報告する書類へのマイナンバーの転記</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [    十分に行っている    ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [    十分である    ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<p>特定個人情報等取扱規程第3章特定個人情報等の取扱いに測り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理措置等を講じている。</p> <p>また、マイナンバーを記載した書類を税務署へ提出する場合は、簡易書留郵便やレターパックで送付しており、税務署へ直接持参する場合は、複数人で持参している。</p> <p>なお、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管すること、特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	用地課長 村上武雄	用地課長 北角象二	事後	人事異動
平成29年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	用地課長 北角象二	用地課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	兵庫県県土整備部土木局用地課	兵庫県県土整備部県土企画局用地課	事後	組織改編
令和2年7月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県企画県民情報センター TEL:078-362-4011	県土整備部県土企画局用地課用地補償班 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9253 企画県民部県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	組織改編 記載内容の変更
令和2年7月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県県土整備部土木局用地課用地補償班 TEL:078-362-3510	県土整備部県土企画局用地課用地補償班 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-9253	事後	組織改編 記載内容の変更
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	兵庫県県土整備部土木局用地課	兵庫県土木部用地課	事後	組織改編 記載内容の変更
令和4年4月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	県土整備部県土企画局用地課用地補償班 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161 企画県民部県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-9253	土木部用地課用地補償班 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-9253	事後	組織改編 記載内容の変更
令和4年4月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	県土整備部県土企画局用地課用地補償班 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161	土木部用地課用地補償班 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161	事後	組織改編 記載内容の変更
令和4年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年12月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月14日時点	事後	時点修正
令和4年12月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月14日時点	事後	時点修正
令和4年12月14日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	記載内容(選択肢)の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月14日時点	令和5年8月21日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月14日時点	令和5年8月21日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月21日時点	令和6年10月16日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月21日時点	令和6年10月16日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	十分である  マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー提供書記載の際には、本人からのマイナンバー記入及び職員がマイナンバーの確認(通知書かマイナンバーカード)を行うことを厳守している。 また、マイナンバー入りの書類(対価の支払調書)を郵送(又は持参)等する際は、宛先に間違いがないか、関係のないものの特定期間情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行うこと、特定期間情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底するなどの対策を講じている。 なお、税務署へのマイナンバー提供事務では、上記の外下記の局面で特定期間情報の取扱に関して手作業か介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・税務署への報告する書類へのマイナンバーの転記 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる政策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	-	特定期間情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  十分である  特定期間情報等取扱規程第3章特定期間情報等の取扱いに測り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理装置、技術的安全管理措置等を講じている。 また、マイナンバーを記載した書類を税務署へ提出する場合は、簡易書留郵便やレターパックで送付しており、税務署へ直接持参する場合は、複数人で持参している。 なお、特定期間情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管すること、特定期間情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定期間情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更